

災害時における動物救護等の活動に関する協定

大阪府（以下「甲」という。）と公益社団法人大阪府獣医師会（以下「乙」という。）は、大阪府域において、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り等の大規模な自然災害、海上災害など大規模な事故による被害（以下、「災害等」という）が発生した場合等に、被災した動物の救護等の対策を図り、もって府民生活の安定に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲が災害対策基本法第23条の規定により大阪府災害対策本部を設置した場合に、大阪府災害時等動物救護対策要綱に基づき設置した大阪府災害時等動物救護本部において、甲及び乙が協力して実施する動物救護等の活動（以下「活動」という。）に関し、必要な事項を定める。

（対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、大阪府内の被災地域の動物（以下「被災動物」という。）とする。

（活動内容）

第3条 活動の内容は次に掲げる事項とする。

- 一 家庭動物救護に関すること
 - イ 大阪府災害時等動物救護本部の設置及び運営管理に関すること
 - ロ 被災動物の救護及び応急処置に関すること
- 二 家畜防疫対策に関すること
 - イ 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関すること
 - ロ 口蹄疫に関すること
- 三 野生動物救護に関すること
 - イ 石油等の漏洩若しくは流出による災害に関すること

（活動要請等の手続）

第4条 甲は、必要と認めるとき、または、被災市町村からの活動の要請を受け、支援が必要と認めるときは、乙に対し活動を要請するものとする。

2 前項に定める甲の活動要請は、次に掲げる事項を明らかにして、別記様式第1を用いて行うものとする。ただし、事態が緊迫して、文書によることができない場合は、口頭その他の方法による要請を行い、事後、速やかに文書を送付するものとする。

- 一 要請理由

- 二 要請内容
- 三 活動の場所
- 四 活動の期日又は期間
- 五 その他必要な事項

3 甲は第1項の規定による活動の要請について、重要な変更が生じた時は、その都度、乙に別記様式第2により通知するものとし、また、その活動が必要でなくなったときは、速やかに別記様式第3により乙に通知するものとする。

(活動の履行)

第5条 乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って必要な活動を実施するものとする。

2 甲と乙は、活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

(負担)

第6条 乙は、乙が実施する活動に要する人件費および旅費の経費負担を甲に求めないものとする。

(資材等の調達・搬送)

第7条 甲は、乙が実施する活動に必要な資材等の調達及び搬送について必要な措置を講ずるものとする。

(活動の終了)

第8条 乙は、活動の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議して活動を終了するものとする。

2 乙は、活動を終了したときは、速やかに次の事項を記載した別記様式第4により、甲に報告するものとする。

- 一 活動の具体的内容
- 二 活動の実施機関
- 三 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(損害補償)

第9条 第4条の規定に基づき、甲が要請した第3条第二号に関する活動に従事した乙の会員がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、甲は、次に掲げる場合を除き、大阪府災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年大阪府条例第3号）により、その損害を補

償する。

- 一 当該損害が当該乙の会員の故意又は重大な過失により生じた場合
 - 二 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合。
 - 三 当該乙の会員等が他の制度等により補償を受ける場合
- 2 第4条に基づき、甲が要請した第3条第二号に関する活動に従事した乙の会員が第三者に損害を与えた場合、当該第三者の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議してその賠償に当たる。

(平常時の対応等)

- 第10条 甲は、第3条各号に規定された活動について、市町村と乙の会員とが相互協力のもと円滑に活動を実施できるように平常時から必要な調整を行うものとする。
- 2 乙は、平常時から乙の会員に対し本協定の普及及び啓発に努め、災害時等において乙の会員が市町村と円滑に活動を実施できるよう必要な調整を行うものとする。
 - 3 甲及び乙は、活動の円滑な実施を図るため、平常時から定期的な連絡会を開催する。
 - 4 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するものとする。

(連絡体制)

- 第11条 この協定の運用に関しての連絡窓口は、甲にあつては大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課、乙にあつては公益社団法人大阪府獣医師会事務局とする。
- 2 甲は、災害発生時等に関係団体等と連絡調整を実施するものとする。

(細目)

- 第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

- 第13条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

- 第14条 この協定の期間は、協定締結日から平成29年3月末日までとする。ただし、協定期限の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定の更新をしない旨の書面による通知をした場合または甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年 4月 1日

甲 大阪府

代表者 大阪府知事 松井 一郎

乙 大阪府中央区平野町1-8-8 平野町安井ビル3階

公益社団法人 大阪府獣医師会 会長 佐伯 潤

別記様式第 1

動畜第 号
年 月 日

公益社団法人大阪府獣医師会 会長 様

大阪府知事

災害時等における動物の救護活動について（要請）

災害時における動物救護等の活動に関する協定第 4 条第 1 項に基づき、下記のとおり活動を要請します。

記

要請理由	
要請内容	
活動の場所	
活動の期日又は期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他必要な事項	

以上

別記様式第2

動畜第 号
年 月 日

公益社団法人大阪府獣医師会 会長 様

大阪府知事

活動要請内容の変更について（通知）

年 月 日付け動畜第 号にて要請した活動内容について、重要な変更が生じたので、災害時等における動物の救護等の活動に関する協定第4条第3項に基づき、下記のとおり通知します。

記

変更事項	
変更理由	

以上

別記様式第3

動畜第 号

年 月 日

公益社団法人大阪府獣医師会 会長 様

大阪府知事

活動の終了要請について（通知）

年 月 日付け動畜第 号にて要請した活動について、その必要がなくなりましたので、災害時における動物救護等の活動に関する協定第4条第3項に基づき、下記のとおり通知します。

記

終了した活動の詳細	
その他必要な事項	

以上

別記様式第4

年 月 日

大阪府知事 様

公益社団法人大阪府獣医師会 会長

活動の終了について（報告）

年 月 日付け動畜第 号にて要請された活動を終了しましたので、災害時における動物救護等の活動に関する協定第8条第2項に基づき、下記のとおり通知します。

記

活動の具体的内容	
活動の実施機関	
その他必要な事項	

以上